
2. 同一労働同一賃金をめざそう

本来仕事と同じなら賃金も同じにするのが筋であり、この考え方を同一労働同一賃金と呼んでいますが、ではどこまでの範囲が「同一労働」なんだろうと考えると、見た目と同じ仕事をしていても、本人に与えられた権限・責任とか、本人の業務遂行能力・経験などが違う場合にどうしたらよいかなど、いろいろと難しい問題もできます。

このため、現在、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差は不合理なものでないのかを示す目安として、「同一労働同一賃金ガイドライン（案）」というものが作られています。

このガイドラインは、現時点では案となっておりますが、いずれ働き方改革関係の法律が成立すると、これが法律に基づく正式な指針として位置づけられることとなっております。

みなさまの企業でも、非正規雇用労働者の待遇が不合理なものとなっていないかどうか、このガイドラインに照らしてチェックし、必要な改善は今のうちから進めていくことをおすすめします。

●同一労働同一賃金ガイドライン（案）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hatarakikata/dai5/siryous3.pdf>

3. 派遣労働の3年ルール

派遣労働も非正規労働の類型の一つですが、派遣労働とは、本来臨時的・一時的な仕事の仕方です。このため正社員が行う恒常的な仕事を、派遣労働者に肩代わりさせることは適当ではありません。

この考え方に基づいて、3年前の平成27年9月30日に労働者派遣法が改正され、派遣労働の3年ルールが定められたことから、今年の9月には、このルールの適用を受ける事業所や労働者が発生することになります。

この派遣労働の3年ルールには、2つの「3年上限」があります。

まずはじめの「3年上限」は、同一の派遣先事業所に派遣できる期間は原則3年が上限であるとする「派遣先事業所単位の期間制限」です。

そして2つめの「3年上限」は、同一の派遣労働者を派遣先の事業所における同一組織単位に対して派遣できる期間は3年が上限であるとする「派遣労働者個人単位の期間制限」です。

つまり事業所と派遣労働者個人の両面からみて、いずれも3年を超えて派遣を受け入れることはできないこととなります。

一部例外が認められてはいますが、もし、同じ職場でずっと派遣労働者を受け入れて同じ仕事をさせているならば、それを正社員で対応することを検討してみましょう。

なお、派遣労働者を直接正社員として雇用した場合は、「キャリアアップ助成金（正社員化コース）」という助成金が支給されます。

●派遣労働者の受け入れ

<http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/2/220/223.html>

●キャリアアップ助成金（正社員化コース）

<http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/142/0022.html>

●平成30年度以降の拡充などの主な変更（予定）

<http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/142/0023.html>

【お問合せ先】 需給調整事業課（022-292-6071）
訓練室（022-205-9855）

4. 非正規労働者の労働条件について相談できます

宮城労働局では、非正規労働者の労働条件・処遇の設定の仕方や、有期雇用労働者の無期雇用化の仕方などについて、専門家に相談してみたいと思われる事業主の方のために、仙台駅前のAER（アエル）ビル内に「宮城非正規雇用労働者待遇改善支援センター」を設置しています。専門家コンサルタントが、無料で窓口や訪問による相談に応じ、各種の情報提供や具体的な改善計画の提案を行いますので、ぜひご活用ください。

●非正規雇用労働者待遇改善支援センター

http://www.adecco.co.jp/news/nonregularworkers_miyagi/

【お問合せ先】

雇用環境・均等室（022-299-8834）

非正規雇用労働者待遇改善支援センター
（0120-774-622）

★バックナンバー

<http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/142/0000.html>

★メルマガ配信の停止・配信先の変更

<http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/1/140.html>

-
- ・当メールマガジンは毎月1回の定期号に加えて、臨時号を随時配信します。
 - ・新規登録されると、登録翌日の午前10時に最新刊を配信します。
 - ・文字は、1行の文字数が23文字以上となる大きさで、かつMSゴシックなどの等幅フォントでご覧ください。
 - ・登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、上記の配信停止の手続きをお願いします。
 - ・当メールマガジンの送信元アドレスは、送信専用となっております、返信できません。
 - ・携帯メールには対応しておりません。
 - ・当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

【配信元】宮城労働局（雇用環境・均等室）

〒983-8585 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1
仙台第四合同庁舎

電話 022-299-8834

宮城労働局ホームページ

<http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>
